

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、県及び市町村が協働して取り組むべき重要課題に対応するため、人口減少対策を主眼として、地域の実情に即した先進的な取組を実施する市町村に対し、予算の範囲内において徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義及び交付対象事業等）

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- （1）事業 前条の趣旨に基づき、人口減少対策を柱として、地域の実情に即した先進的な取組を実施する、既存事業の拡充又は新規事業をいう。
 - （2）自由提案枠 前号の事業のうち、市町村がそれぞれ抱える地域課題に対し、県の「徳島新未来創生総合計画」に掲げるK P I（重要業績評価指標）の向上に資する施策に関連する取組をいう。
 - （3）重点対策枠 第1号の事業のうち、「徳島新未来創生総合計画」に掲げるK P Iの向上に貢献し、かつ、地域活性化への波及効果が特に大きい「移住」又は「観光」に関する取組をいう。
- 2 交付対象事業は、前項第2号又は第3号に規定する事業とする。
- 3 交付金の額は、予算の範囲内において知事が定めるものとし、選定委員会による審査結果（以下「評価」という。）に基づき決定するものとする。
- 4 前項の交付金の算定に係る交付率及び交付限度額は、次の各号に掲げる評価の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- （1）S評価 交付率は3分の2以内とし、交付限度額は8,000千円とする。
 - （2）A評価 交付率は2分の1以内とし、交付限度額は6,000千円とする。
 - （3）B評価 交付率は3分の1以内とし、交付限度額は、自由提案枠にあっては3,900千円、重点対策枠にあっては4,000千円とする。
- 5 交付対象経費は、第2項の事業の実施に要する経費のうち、徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）取扱要領（以下「取扱要領」という。）で定めるものとする。ただし、備品購入費及び施設整備費は、交付金の対象としない。

（事業実施期間）

- 第3条 事業の実施期間は、原則として交付金の交付決定通知を受けた日の属する年度（以下「交付決定年度」という。）の末日までとする。
- 2 自由提案枠については、前項の規定にかかわらず、市町村が交付金を基金（既存の振興に関する基金を含む。）に積み立てて活用する場合にあっては、事業の実施期間を交付決定年度の翌々年度の末日までとすることができる。

（企画提案書の提出及び事業の選定）

- 第4条 交付金の交付を受けようとする市町村は、知事が別に定める期日までに、企画提案書（様式第1号）に取扱要領で定める次の書類を添えて知事に提出しなければならない。
- （1）事業実施計画書（取扱要領様式1）
 - （2）工程表（取扱要領様式3）
 - （3）収支予算書（取扱要領様式4）
 - （4）提案事業の概要、図面、写真等、事業実施計画書の内容を補足する資料
 - （5）その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定による企画提案書の提出は、第2条第1項第2号（自由提案枠）及び同項第3号

(重点対策枠)の各号につき、それぞれ1市町村1件までとする。

- 3 知事は、有識者を含む選定委員会を設置し、提出書類の審査及び当該市町村に対するヒアリング(オンライン方式による実施を含む。)による総合評価を実施するものとする。
- 4 前項の総合評価は、次に掲げる視点に基づき、審査の透明性を確保して行うものとする。
 - (1) 「徳島新未来創生総合計画」に掲げるKPI向上への貢献度
 - (2) 事業の新規性・独自性
 - (3) 事業の波及性・モデル性
 - (4) 事業実施後の継続性・発展性
 - (5) その他知事が定める評価基準
- 5 知事は、第3項の評価結果がC評価(不採択)であった場合を除き、交付対象事業及び交付額を決定し、当該市町村に対し、速やかに交付内示通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付申請)

- 第5条 前条第5項の規定による通知を受けた市町村が、交付金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに、交付申請書(様式第3号)に、取扱要領で定める次の書類を添えて提出しなければならない。
- (1) 事業実施計画書(取扱要領様式1)
 - (2) 実施事業概要書(取扱要領様式2)
 - (3) 工程表(取扱要領様式3)
 - (4) 収支予算書(取扱要領様式4)
 - (5) 提案事業の概要、図面、写真等、事業実施計画書の内容を補足する資料
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請を行う市町村は、当該申請に係る事業が、他の国費又は県の補助金や交付金の交付対象となっていないことを確認しなければならない。

(交付決定)

- 第6条 知事は、前条第1項の規定による交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査を行い、交付金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、交付決定通知書(様式第4号)により当該市町村に通知するものとする。
- 2 知事は、交付金の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

- 第7条 交付決定通知を受けた市町村は、前条第1項の交付決定の内容又は同条第2項の規定により付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、交付金の交付申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付金の交付決定は、なかったものとみなす。

(事業の変更等)

- 第8条 交付決定を受けた市町村は、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 交付対象経費の配分を変更しようとするとき。ただし、取扱要領で定める軽微な変更については、この限りでない。
 - (2) 事業の主要な内容を変更しようとするとき。
 - (3) 交付金の額を変更しようとするとき。

(4) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 事業変更(中止・廃止)計画書(取扱要領様式5)
- (2) 工程表(取扱要領様式3)
- (3) 収支予算書(取扱要領様式4)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 知事は、交付金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市町村は、第1項の規定による取消し等があったときは、当該取消し等に伴う交付金の返還等の手続について、知事の指示に従わなければならない。

(状況報告)

第10条 知事は、事業の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、市町村に対し、事業の遂行状況について報告を求めることができる。

2 市町村は、前項の規定により知事から報告を求められたときは、事業遂行状況報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 工程表(取扱要領様式3)
- (2) 事業費の内容及び事業の遂行状況が確認できる書類(契約書の写し、パンフレット、写真、新聞記事等)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 基金に積み立てて事業を実施する市町村は、各年度の末日における基金の積み立て及び執行の状況について、知事が別に定める期日までに報告しなければならない。

(事業の遂行等の命令)

第11条 知事は、市町村が提出する報告等により、その事業が交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該市町村に対し、これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、市町村が前項の規定による命令に違反したときは、当該市町村に対し、当該事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(交付対象事業の実績報告等)

第12条 市町村は、交付対象事業が完了したとき(交付対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、実績報告書(様式第7号)に、取扱要領で定める次の書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 事業実績概要書(取扱要領様式6)
- (2) 収支精算書(取扱要領様式8)
- (3) 歳入・歳出決算の写し又は歳入・歳出決算見込書(原本証明のあるもの)
- (4) 契約書、請求書及び領収書の写しその他事業の実施及び完了を証する書類
- (5) 写真、パンフレット、新聞記事等、事業の内容及び成果が確認できる書類
- (6) 工程表(取扱要領様式3)
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、事業の完了もしくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は交付決定年度の3月31日のいずれか早い日とする。

3 市町村は、第1項の報告に際し、事業実施計画書に掲げたKPIの達成状況について、客観

的なデータに基づき報告し、知事の確認を受けなければならない。

(交付金の額の確定等)

第13条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査するものとする。

2 知事は、前項の規定による調査の結果、事業の成果が適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、額の確定通知書(様式第8号)により、当該市町村に通知するものとする。

3 知事は、市町村に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が支払われているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(是正のための措置)

第14条 知事は、第12条第1項の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る事業の成果が交付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該市町村に対し、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従って市町村が行う報告について準用する。

(交付金の支払)

第15条 交付金は、第13条第2項の規定による交付金の額の確定後、市町村からの請求に基づき支払うものとする。

2 市町村は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、交付金請求書(様式第9号)に、第13条第2項の規定による通知に係る通知書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、事業の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、交付金の交付決定後、市町村からの請求に基づき、交付決定額の10分の9以内において概算払により交付金を支払うことができる。

4 市町村は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、交付金請求書(様式第9号)に、第6条第1項の規定による通知に係る通知書の写しを添えて知事に提出しなければならない。

(事業の実施完了報告等)

第16条 市町村は、第4条第1項の規定により提案した事業(基金に積み立てて活用した事業を含む)の全てを完了したときは、事業実施完了報告書(様式第10号)に、取扱要領で定める次の書類を添えて知事に報告しなければならない。

(1) 事業実績書(取扱要領様式7)

(2) 収支精算書(取扱要領様式8)

(3) 実施事業概要図(事業の成果が視覚的に確認できるもの)

(4) 歳入・歳出決算の写し又は歳入・歳出決算見込書(原本証明のあるもの)

(5) 契約書、請求書及び領収書の写しその他事業の実施及び完了を証する書類

(6) 写真、パンフレット、新聞記事等、事業の内容及び成果が確認できる資料

(7) 工程表(取扱要領様式3)

(8) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による報告の提出期限は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日、又は第3条に規定する事業実施期間(延長された期間を含む。)の終了の日のいずれか早い日とする。

(完了検査)

第17条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査するものとする。

(決定の取消し)

第18条 知事は、市町村が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付金を交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 第6条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 第5条第2項に規定する重複支給の制限又は第2条第5項に規定する交付対象外経費の制限に違反したとき。
- (4) 提出書類の虚偽記載等があったとき。
- (5) その他法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、第13条第2項の規定による交付金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(交付金の返還)

第19条 知事は、第9条又は第18条の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、第13条第2項の規定により交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 市町村は、第3条に規定する事業実施期間が終了した際、基金に積み立てられた交付金に残額（以下「不用額」という。）が生じているときは、前項の規定にかかわらず、速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、期限を定めて、当該不用額の返還を命ずるものとする。
- 4 前3項の規定により返還を命ぜられた市町村は、知事が定める期日までに交付金を県に納付しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第20条 市町村は、第9条又は第18条の規定による交付決定の取消しに関し、交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、市町村の納付した金額が返還を命ぜられた交付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てられたものとする。
- 3 市町村は、交付金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた交付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 5 知事は、第1項又は第3項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(理由の提示)

第21条 知事は、交付金の交付の決定の取消し、事業の遂行もしくは一時停止の命令、又は事業の是正のための措置の命令をするときは、当該市町村に対してその理由を示さなければならない。

(公表)

第22条 市町村長は、交付金を活用して実施した事業の概要及びその成果について、広報誌やホームページ等により、住民に広く周知するものとする。

2 知事は、交付金により実施された各事業の概要、事業評価の結果及び成果について、県のホームページへの掲載等により公表することができるものとする。

(書類の提出部数)

第23条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数及び提出方法は、知事が別に定める。

(書類の保管等)

第24条 市町村は、事業に係る交付金と当該事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした交付金調書(様式第11号)を作成し、これを保管しなければならない。

2 前項の交付金調書及び事業に係る関係書類の保管期間は、第16条の規定による事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

徳 島 県 知 事 殿

市 町 村 長

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）企画提案書

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて企画提案書を提出します。

1 事業名

2 関係書類

- （1）事業実施計画書（取扱要領様式1）
- （2）工程表（取扱要領様式3）
- （3）収支予算書（取扱要領様式4）
- （4）提案事業の概要、図面、写真等、事業実施計画書の内容を補足する資料
- （5）その他知事が必要と認める書類

3 担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

市 町 村 長 殿

徳 島 県 知 事

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）交付内示通知書

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）交付要綱第4条第5項の規定により、貴団体から企画提案書の提出がありました次の事業について、交付金を交付しますので内示します。

1 事業名

2 交付予定額 金 円

3 交付申請書の提出期日

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）交付要綱第5条第1項に規定する交付申請書の提出期日は、令和 年 月 日です。

徳 島 県 知 事 殿

市 町 村 長

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）交付申請書

交付金の交付を受けたいので、徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名
- 2 交付申請額 金 円
- 3 関係書類
 - (1) 事業実施計画書（取扱要領様式1）
 - (2) 実施事業概要書（取扱要領様式2）
 - (3) 工程表（取扱要領様式3）
 - (4) 収支予算書（取扱要領様式4）
 - (5) 提案事業の概要、図面、写真等、事業実施計画書の内容を補足する資料
 - (6) その他知事が必要と認める書類
- 4 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

令和 年 月 日付け 第 号で申請のありました令和 年度徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）については、徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付します。

令和 年 月 日

徳 島 県 知 事

1 交付決定額

金 円

2 交付条件

徳島県補助金交付規則、徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）交付要綱及び徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）取扱要領を遵守すること。

徳 島 県 知 事 殿

市 町 村 長

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）事業変更（中止・廃止）承認申請書

事業の変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業名
- 2 交付指令番号
令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 3 関係書類
 - (1) 事業変更（中止・廃止）計画書（取扱要領様式5）
 - (2) 工程表（取扱要領様式3）
 - (3) 収支予算書（取扱要領様式4）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 4 担当者の氏名、連絡先

氏名 連絡先

徳 島 県 知 事 殿

市 町 村 長

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）事業遂行状況報告書

事業の遂行の状況について、徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業名

2 交付指令番号

令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 基準日

令和 年 月 日現在

4 事業遂行状況

交付決定額 (A)	支出済額（契約済み額を含む）		事業完了 予 定 年 月 日	備 考
	金 額 (B)	月 日まで 予定出来高率 (B)/(A)×100		
円	円	%		

5 関係書類

(1) 工程表（取扱要領様式3）

(2) 事業費の内容及び事業の遂行状況が確認できる書類（契約書の写し、パンフレット、写真、新聞記事等）

(3) その他知事が必要と認める書類

6 担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

徳 島 県 知 事 殿

市 町 村 長

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）実績報告書

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）の交付対象事業について、完了したので、徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業名

2 交付指令番号

令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 交付決定額 金 円

4 関係書類

- (1) 事業実績概要書（取扱要領様式6）
- (2) 収支精算書（取扱要領様式8）
- (3) 歳入・歳出決算の写し又は歳入・歳出決算見込書（原本証明のあるもの）
- (4) 契約書、請求書及び領収書の写しその他事業の実施及び完了を証する書類
- (5) 写真、パンフレット、新聞記事等、事業の内容及び成果が確認できる書類
- (6) 工程表（取扱要領様式3）
- (7) その他知事が必要と認める書類

5 担当者の氏名、連絡先

氏名 連絡先

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のありました徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）については、徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり交付金の額を確定したので通知します。

令和 年 月 日

徳 島 県 知 事

1 交付金確定額

金 円

2 算出内訳

(1) 交付対象経費実績額 金 円

(2) 交付率 (/)

(3) 交付限度額 金 円

※上記(1)に(2)を乗じた額と(3)を比較し、いずれか低い額を確定額とする。

3 その他

既に概算払により交付した額がある場合は、当該確定額との差額を精算するものとする。

徳 島 県 知 事 殿

市 町 村 長

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）請求書

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）交付要綱第15条の規定により、次のとおり交付金を請求します。

1 請求金額等

- (1) 交付決定額 金 円
(2) 既受領額 金 円
(3) **今回請求額 金 円**
(4) 残額 金 円

2 請求の区分（該当する方に○を付けること）

- (1) 精算払（令和 年 月 日付 第 号による額の確定後）
(2) 概算払（令和 年 月 日付 徳島県指令 第 号による交付決定後）

3 振込先口座

金融機関名 店舗名	金融機関名（ ） 店 舗 名（ ）
預金種別	普 通 ・ 当 座
口座番号	
口座名義（カタカナ）	
名義人	

4 担当者の氏名、連絡先

氏名 連絡先

徳 島 県 知 事 殿

市 町 村 長

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）事業実施完了報告書

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）交付要綱第4条第1項の規定により提案した事業について、完了したので、同要綱第16条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 事業名

2 交付指令番号

令和 年 月 日付け徳島県指令 第 号

3 交付金確定総額 金 円

4 関係書類

- (1) 事業実績書（取扱要領様式7）
- (2) 収支精算書（取扱要領様式8）
- (3) 実施事業概要図（事業の成果が視覚的に確認できるもの）
- (4) 歳入・歳出決算の写し又は歳入・歳出決算見込書（原本証明のあるもの）
- (5) 契約書、請求書及び領収書の写しその他事業の実施及び完了を証する書類
- (6) 写真、パンフレット、新聞記事等、事業の内容及び成果が確認できる資料
- (7) 工程表（取扱要領様式3）
- (8) その他知事が必要と認める書類

5 担当者の氏名、連絡先

氏名

連絡先

徳島新未来創造推進交付金（人口減少対策分）調書

県			市 町 村								備考
			歳 入			歳 出					
交付事業名	交付決定額	交付率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金 充当額	支出済額	うち交付金 充当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

備考

- 1 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。
- 2 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。